

第 2 次石巻市総合計画 後期基本計画 策定方針

1 計画策定の趣旨

令和 3 年に策定した第 2 次石巻市総合計画基本構想（計画期間：令和 3 年度～令和 12 年度）に掲げる将来像「ひとりひとりが多彩に煌めき共に歩むまち」の実現に向け、前期基本計画（計画期間：令和 3 年度～令和 7 年度）により、施策や事業を計画的に推進してきた。

前期基本計画の計画期間が令和 7 年度をもって終了することから、本市を取り巻く社会状況の変化に対応するとともに、令和 8 年度以降の 5 か年で取り組むべき各分野の基本的な方向性を明らかにすることを目的に策定する。

なお、国において、令和 5 年度を初年度とする 5 か年の新たな「デジタル田園都市国家構想総合戦略」が閣議決定されたことに伴い、国の総合戦略を勘案した地方版総合戦略の策定が求められていることから、後期基本計画と一体的に策定する。

2 計画策定の根拠

昭和 44 年に改正された地方自治法では、「地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想」の議決による策定が義務付けられていたが、平成 23 年 8 月に改正された地方自治法において、「基本構想」の策定義務が廃止され、策定及び議決について法的根拠はなくなったものの、本市では前計画と同様に「基本構想」「基本計画」「実施計画」の 3 層として策定した。

また、「石巻市行政に係る基本的計画の議決等に関する条例（令和 3 年 6 月 18 日改正。条例第 31 号）」により、「基本構想」「基本計画」は議決すべき計画と位置付けている。

3 総合計画の構成

※網掛け：R6～R7 策定箇所

	期間	内容
議決	基本構想	R3～R12 将来像・6つの基本目標・28の基本施策
	基本計画	【前期】 R3～R7 ア 基本計画 イ 地方創生の取組 人口戦略 ※地方版総合戦略 未来都市
		【後期】 R8～R12 ウ 地区別将来展望
実施計画	毎年策定	事務事業

【参考】

人口ビジョン	2022 年～2060 年（令和 4～令和 42 年） ※国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」は 2024 年（令和 6 年）改訂予定。
--------	---

4 策定の流れ（各項目の時期は別紙1参照）

項目	内容
基礎データの収集・分析	<ul style="list-style-type: none"> ・各種統計データの収集・分析 ・前回調査時（令和元年度）からの変化 ・課題の洗い出し（データが示す市の課題）
市民満足度調査	<ul style="list-style-type: none"> ・施策に対する市民の<u>満足度・重要度</u>を調査 ・前回調査時（令和元年度）からの変化 ・課題の洗い出し（市民の感覚が示す市の課題）
計画策定 ア 基本計画 イ 地方創生 ウ 地区別（指標なし）	【重点施策の選定】 <ul style="list-style-type: none"> ・基礎データの収集及び市民満足度調査により洗い出した課題に基づき、後期基本計画で重点的に取り組む施策を選定する。
	【指標の設定】 （別紙2及び3参照） ①ロジックモデルの作成 ②指標の設定 【KGI】 市民満足度（施策の成果を確認する指標） + <u>施策による社会の変容を測る指標</u> 【KPI】 施策の成果を測る指標（×単独事業の成果） 【事業】 成果指標・活動指標との整合
専門部会 （庁内組織）	<ul style="list-style-type: none"> ・上記「計画策定」の段階に合わせて開催
策定本部 （庁内組織）	
審議会 （庁外組織）	
議会説明	<ul style="list-style-type: none"> ・中間案の議会への説明（全員協議会） → パブリックコメント → 議案提出 → 住民説明会 の流れ
パブリックコメント ・住民説明会	<ul style="list-style-type: none"> ・住民に向けた概要説明会は10回程度開催（旧市内4か所+6総合支所）

5 策定・推進体制

